

串間市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和5年2月24日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 坂 中 喜 博

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

串間市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の場所	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の方法	1
6	監査した委員	1
7	監査対象及び監査実施日等	1～2
8	監査の結果等	2～6

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の範囲

主として令和4年度執行に係る出納その他の事務の執行

3 監査の場所

串間市役所監査委員事務局

4 監査の着眼点

財政援助団体については当該財政援助に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者については当該施設の指定管理に係る出納その他の事務において、補助金等の額の算定、交付方法、時期、申請及び請求手続等が、関係法令や協定書に基づいて適正に執行されているか、また、所管課がこれらの団体に対し適切に指導監督を行っているか等を着眼点として監査を実施した。

5 監査の方法

監査に当たり、あらかじめ資料の提出を求め、補助金等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかについて、関係帳簿及び関係書類と照合点検し、それぞれの団体役員及び事務局職員並びに所管課職員から説明を受けた。

6 監査した委員

串間市監査委員 田中良嗣

串間市監査委員 坂中喜博

7 監査対象及び監査実施日等

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
串間市文化会館指定管理 (特定非営利活動法人 トータルサポート南九)	生涯学習課	令和5年2月9日
串間市農村環境改善センター指定管理 (串間市シルバー人材センター)	農業振興課	令和5年2月9日
多様な担い手組織アクションサポート事業 (串間市SAP会議)	農業振興課	令和5年2月9日

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
多様な担い手組織アクションサポート事業 （串間市農業リーダー協議会）	農 業 振 興 課	令和5年2月9日
多様な担い手組織アクションサポート事業 （農業女子「きらり☆くしま」）	農 業 振 興 課	令和5年2月9日

8 監査の結果等

監査対象の補助団体及び公の施設の指定管理者に関する事務については、概ね適正に処理されていると認めたが、一部、会計処理等に改善を求められるものがあり、下記のとおり指摘・要望する。今後、所管課と各団体において必要な検討・改善を加え、事務処理等の適正な執行に努められたい。

なお、提出された監査資料等における軽微な事務上の誤謬等については修正されるとともに、口頭において指摘を行った事項についても十分改善又は検討をされたい。

1 串間市文化会館指定管理

（特定非営利活動法人 トータルサポート南九）

（1）職員の給料については予算額より月額5千円減額し支給されている。これは共済費の負担率に変動があることから給料で調整しているとのことであるが、提出された雇用契約書に記載された賃金と相違している。また、市外から通勤している職員1名分の通勤手当として月額22,700円が支給されている。この額は市職員の通勤手当の規定に準じているとのことであるが、市職員の通勤手当の額は串間市職員の給与に関する条例別表第4（第10条の2関係）において、50キロメートル以上55キロメートル未満は28,000円と定められており、5,300円少ない金額となっている。なお、予算書の人件費については指定管理料の設計金額と同額となっている。給与及び通勤手当等の規定を現状に合うよう改正されたい。

（2）出納関係書類中、支出調書において支出明細書の未添付、受領者・受領印の漏れ等が散見された。また、支出科目において「危険物講習手数料」が旅費から支出されているが、負担金補助及び交付金が適当であると思料する。適切な予算執行に努められたい。

（3）同施設の利用実績を比較すると、令和元年度が411件、30,309人、令和3年

度が 320 件、13,770 人と大きく減少している。これは新型コロナウイルス感染症の影響で、一般の利用が制限され自主事業も計画通り実施できなかったことが主な要因である。トータルサポート南九は令和 5 年度までが指定期間となっているが、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限が段階的に緩和されてきていることから、今後、自主事業等の積極的な取り組みにより、設置目的に沿った管理運営を望むものである。

(所管課に対しての指摘)

(4) 文化会館使用料については使用後に徴収し、1 週間分をまとめて市に納付しているとのことであるが、串間市文化会館条例第 12 条の規定では前納しなければならないとなっており、使用後に納付することができるのは、超過使用料、冷暖房使用料、附属設備使用料及び備品使用料に限られている。条例及び規則との整合性を図られたい。

(5) 串間市文化会館における使用料の免除については、同条例第 12 条の 2 及び同規則第 9 条において規定されている。現在、文化会館の使用料免除申請は館長に提出されており館長が決定している。指定管理者は施設の使用許可をすることはできるが、使用料の免除については条例に基づく地方公共団体の長の権限であることから、指定管理者は権限を行使することはできないことになっている。条例及び規則を遵守され適切に処理されたい。

2 串間市農村環境改善センター指定管理

(串間市シルバー人材センター)

(1) 出納関係の支出調書において、請求金額に対し一部金額の支出及び領収書が添付されているものが見られた。不足分については串間市シルバー人材センターが負担したとのことであったが、当該経費は指定管理の自主事業に係るものであることから、費用負担について団体の他事業と混同しないよう、適正な予算執行に努められたい。

(2) 「施設管理運営に伴う職員及び当番員の勤務規定」附属の「職員及び当番員の勤務事項」において、出勤したら「1. 鍵等をポストから取る。」とあるが、一方で「7. 当日に夜間使用がある場合には、夜間使用者の内容と鍵を鍵管理者宅に持って行き、前日の鍵受取簿を持って来る。」となっており、記載事項が整合していない。実際は、夜間利用者が施設に設置しているポストから鍵を出し入れしているとのことであるので、事故等がないよう鍵の管理には万全を期されたい。

(3) 同施設の利用実績を比較すると、令和元年度が 557 件、7,811 人、令和 3 年度

が 460 件、5,027 人と大きく減少している。これは新型コロナウイルス感染症の影響で、一般の利用が制限され自主事業も計画通り実施できなかったことが主な要因である。シルバー人材センターは令和 5 年度までが指定期間となっているが、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限が段階的に緩和されてきていることから、今後自主事業等の積極的な取り組みにより、設置目的に沿った管理運営を望むものである。

(所管課に対しての指摘)

- (4) 施設使用料については使用後に徴収し、即日市に納付しているとのことであるが、串間市農村環境改善センター条例第 13 条第 2 項の規定では「前項の使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。」と規定されている。条例及び規則を遵守され適切に処理されたい。

3 多様な担い手組織アクションサポート事業 (串間市 S A P 会議)

- (1) 令和 4 年度の総会資料を見ると、令和 3 年度の総会が令和 2 年度の事業期間中である令和 3 年 3 月 26 日に実施されている。また、令和 3 年度決算の内部監査が令和 4 年 3 月 30 日に実施されている。同団体の規約第 10 条では「この会議の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。」と規定されていることから適正な事務処理に努められたい。
- (2) 多様な担い手組織アクションサポート事業補助金交付要綱に基づき、3 団体に補助金が交付されているが、串間市 S A P 会議の予算書のみ市からの補助金が「助成金」となっている。特に理由はないとのことであるので科目を「補助金」に統一されたい。また、備考欄にも市からの補助金であることを明記されたい。
- (3) S A P 会議は宮崎県独自に青年農業者で組織された歴史ある団体である。近年は県内の組織も 10 分の 1 に減少し、本市においても会員が 10 名となっており厳しい運営状況のようである。今後も会員数の拡大に努めるとともに、S A P 会議の目的に沿った活動が実践できるよう取り組んでいただくことを望むものである。

4 多様な担い手組織アクションサポート事業 (串間市農業リーダー協議会)

- (1) 令和 3 年度決算書において、需用費が予算額 43,353 円に対して、決算額

236,929 円と 193,576 円の増となっている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定していた視察研修が実施できなくなり、主にその経費を当初予定していなかった会員の長靴購入代に充てたとのことである。このことは事前に市が承認しているとのことであるが、組織の活動目的達成に必要な経費には馴染まないと解することから、安易な予算の流用については慎重を期されたい。

- (2) 令和 4 年度の収支予算書中、報償費において、農業委員意見交換会謝礼 6,100 円×6 名分が予算措置されているが、実施されていないので未執行とのことである。会員に謝礼を支給することには疑義が生じるところである。日当として支給するのであれば、旅費（費用弁償）からの支出が適当であることから根拠規定等を整備されたい。
- (3) 出納関係書類中、収入調書の納付者記載漏れ、予算流用伺書、支出調書の記載誤り、戻入した経費の調書等の不備等が散見されたので、再度確認し適切に処理されたい。
- (4) 串間市農業リーダー協議会の目的は、本市の農業振興の核となる農業リーダーを育成することであり重要な役割を担う組織であるが、現在の会員数が 17 名にとどまっている。今後も会員数の拡大に努めるとともに、積極的な活動により人材育成に取り組まれることを望むものである。

5 多様な担い手組織アクションサポート事業 (農業女子「きらり☆くしま」)

- (1) 総会資料の令和 3 年度収支決算書中、支出の部の事業費は当初予算 230,000 円、旅費より 136,057 円及び需用費より 59,692 円を流用し、予算現額 425,749 円に対し、決算額 438,249 円となり、予算額より決算額が 12,500 円多くなっている。他科目より不足分を流用すべきであったと思料する。適切な予算執行に努められたい。
- (2) 提出資料中、財政援助団体補助金交付状況（様式 1）において令和 3 年度実績の金額に誤りが見られた。（その他 80,503 円は 52,503 円、事業費計 734,856 円は 705,856 円が正しい。）これは令和 4 年度補助金交付申請書において、令和 4 年度収支予算書の前年度決算額が誤っていたにもかかわらず、そのまま転記したことが原因であると思料する。資料作成時には十分なチェックを行い提出されたい。
- (3) 会議出席者謝礼として、日南市で開催された南那珂地区女性農業者サポート協議会研修会に 6,100 円（6,100 円×1 名分）、都城市で開催された女性の農林

漁業者ネットワーク交流会に 12,200 円（6,100 円×2 名分）が支出されている。会員に謝礼を支給することには疑義が生じるところである。日当として支給するのであれば旅費（費用弁償）からの支出が適当であることから根拠規定等を整備されたい。

- （４）農業女子「キラリ☆くしま」の特徴的な取り組みとして、会員の資格取得の助成や６次産業化による新たな商品開発、さらには農産物の詰め合わせ箱の全国発送（キラリ☆便）等々に積極的に取り組まれている。また、４名の新規会員も加わり現在 24 名で活動されており、一定の成果を上げていることは評価できるものである。今後も女性ならではの視点から、本市農業農村の活性化を図られることを望むものである。